

(制定 平成 28 年 8 月 8 日)

1992 年三田会記念大学奨学金規程

(設置)

第 1 条 慶應義塾に 1992 年三田会記念大学奨学金（以下、「本奨学金」という。）を設ける。

(目的)

第 2 条 本奨学金は、慶應義塾大学学部学生（私費外国人留学生を含む）のうち、慶應義塾の学生として相応しい優秀な人物・学業成績で、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者、または、熊本地震により被災し経済的に学業の継続が困難になった者を支援することを目的とする。本奨学金の使途は授業料とする。

(運営)

第 3 条 本奨学金の運営は、次のとおりとする。

- 1 本奨学金は平成 4 年卒業の 1992 年三田会からの寄付金を財源とし、所定の審査により決定した奨学生に当該資金の範囲内で奨学金を給付する。
- 2 審査の結果、当該資金に残額が生じた場合は、「給費奨学基金」に組み入れる。

(奨学生数および奨学金額)

第 4 条 奨学生数および奨学金額は、原則として次のとおりとする。

- 1 奨学生数は資金の範囲内で決定する。ただし、熊本地震被災奨学生については若干名とする。
- 2 奨学金額は、奨学生 1 名につき年額 50 万円とする。ただし、熊本地震被災奨学生については授業料の範囲内で支給する。他の奨学金との併給を妨げない。

(期間)

第 5 条 給付期間は 1 年間とする。

(申請・手続)

第 6 条 本奨学金の受給を希望する者は、所定の申請書類を学生総合センター長に提出し、審査を受けなければならない。

(選考・決定)

第 7 条 奨学生の採用は、前条にて申請のあった者の中から、学生総合センター長の推薦に基づき担当常任理事が決定する。

(失格・返還)

第 8 条 担当常任理事が、次の各号により不適格と認めた場合は、奨学生はその資格を失い、すでに給付された金額の全額または一部を返還しなければならない。なお、返還方法は別に定める。

- 1 学則に基づく休学、退学、停学の場合
- 2 申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- 3 その他奨学生として不適当と認められた場合

(管理)

第 9 条 本奨学金の資金の管理は、塾監局経理部が行う。

(事務)

第 10 条 本奨学金の運営に関する事務は、学生部が行う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、担当常任理事の発議に基づき、塾長が決定する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。